

○青森県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和三十六年一月五日

青森県条例第十四号

青森県附属機関に関する条例をここに公布する。

青森県附属機関に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

第二条 県に別表第一に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(法令で設置された附属機関の組織等)

第三条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関(次項に規定するものを除く。)の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第二の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十三第二項の規定により、青森県麻薬中毒審査会は、知事が同法第五十八条の八第三項の規定により措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置かれるものとする。

(会長等)

第四条 会長、委員長又は本部長(以下「会長等」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)は、別表第一及び別表第二の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が二人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第五条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第一及び別表第二の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第六条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。

ただし、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会(以下「社会福祉審議会」という。)、青森県介護保険審査会、青森県土地利用審査会(以下「土地利用審査会」という。)、青森県都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)、青森県開発審査会及び青森県建築審査会の会議は、必要に応じて会長(社会福祉審議会にあつては、委員長)が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議(以下「防災会議」という。)及び青森県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の会議を除くほか、会議は、委員等(青森県交通安全対策会議(以下「交通安全対策会議」という。)の会議の場合は委員及び議事に關係のある特別委員、青森県消費生活審議会(以下「消費生活審議会」という。)、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会(以下「国土利用計画審議会」という。)及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事に關係のある臨時委員。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議(防災会議及び防災本部の会議を除く。)の議決は、出席した委員等の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の会議のうち、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十二条第六項及び第十三項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する会議の議決は、総委員の過半数をもつて決する。

5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。

(以下第七条～第二十五条は、個別の機関に関する事項により略)

(部会等)

第二十六条 法令に別に定めのあるもの及び第七条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(施行事項)

第二十七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則 (略)

別表第一(第二条、第四条、第五条関係)

| 名称 | 担当する事務 | 組織 | 委員等の構成 | 定数 | 任期 | 会長等及び副会長等の選任方法 |
|------------|-------------------------------|----------|-----------|--------|----|----------------|
| 青森県総合計画審議会 | 県政振興のための総合的計画に関する事項を調査審議すること。 | 会長 委員 | 学識経験を有する者 | 三十一人以内 | 二年 | 委員の互選 |

(以下略)